

管理協 01-238
令和 2 年 1 月 30 日

国土交通省 土地・建設産業局
不動産課 不動産課長
須藤 明夫 様

一般社団法人マンション管理業協会
理事長 岡本 潮



マンション管理適正化法における I T 活用等に係る
社会実験の実施結果について

当協会では、令和元年 8 月に「マンションの適正な管理を確保するための方策に関する要望」を国土交通大臣に提出する中で、管理組合役員・区分所有者の方々の負担軽減（例：重要事項説明等を受ける際の場所的・時間的制約の解消、法定書面の受領や保管に係る利便性の向上等）に資する見地から、マンション管理適正化法に関し、従来の書面交付原則に加えて、新たな選択肢として、I T を活用した電磁的方法による書面交付や対面以外の方法による重要事項説明等を含めるよう要望してまいりました。

要望書の提出を踏まえ、当協会では、実際に I T を活用したときのマンション居住者の方々の利便性向上や管理受託業務の効率化について検証するため、国土交通省の指導・協力を仰ぎ、マンション管理適正化法第 7 2 条・7 3 条・7 7 条関連における I T 活用に係る社会実験を進めていくこととし、同年 8 月に、協会を事務局とする、第 1 回の「I T を活用した重要事項説明等に係る社会実験に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、同年 9 月 1 日より 1 1 月末日までの 3 か月間にわたって、社会実験を実施しました。

社会実験終了後、同年 1 2 月に第 2 回検討会を開催し、実験結果の検証並びに取りまとめを行いましたので、報告書をご提出致します。

つきましては、これらの結果を踏まえ、I T 等先進技術の実用化に向けた規制の在り方の見直しにつながるよう、その実現におきまして格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

記

・ I T を活用した重要事項説明等に係る社会実験報告書 一式

以上